令和４（2022）年度版　かわさき環境白書への市民意見及び対応措置

第１章　環境基本計画 年次報告

項目	白書ページ	市民意見要旨	対応措置
大気や水などの環境保全	43	二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合が100％となっているが、これは上限値の日平均値0.06ppmのことである。しかし、これまでの市の方針は、「下限値の0.04ppmおよびそれ以下」とされてきたのだからこれは正しくない。従って今後は、下限値の0.04ppmはもちろん、環境目標値である日平均0.02ppmの達成に全力を尽くすべきである。さらにその後は、WHOの指針値をめざすべきです。	当該箇所には、川崎市総合計画における施策評価として環境基準の達成状況を掲載しております。 二酸化窒素の環境目標値0.02ppmについては、長期的に目指す最終的な目標として認識しており、令和４年３月に策定した川崎市大気・水環境計画では、今後の10年間を見据え、環境目標値の達成に向けた段階的な目標として、対策目標値の下限値である0.04ppmの達成を目標とし、二酸化窒素濃度の更なる低減に取り組んでおります。 なお、WHOの指針値につきましては、引き続き国等の動向を注視してまいります。

項目	白書ページ	市民意見要旨	対応措置
脱炭素化	75	熱中症の記述が登場したのは、前進であるが、公害ぜん息について無視しているのは合点がいかない。市医師会の実態調査によると、2021年度の成人ぜん息患者は12,974人にのぼっている。救済制度の拡充はもちろん、何よりも疫学調査実施や公害対策をもっと推進するべきです。	気管支ぜん息の発症ないし増悪の要因としては、ダニ、カビ、ペットや、タバコの煙、肥満のほか、大気汚染など、様々であると言われておりますが、ぜん息医療費助成制度については、アレルギー疾患の一つである気管支ぜん息を対象とした医療費助成制度で、他の疾患との公平性の観点から、成人・小児に関らず、その対策として特定の疾患に医療費を助成し続けることは困難と判断いたしました。 今後、気管支ぜん息の発症・重症化予防等に向けては、アレルギー学会の「喘息予防・管理ガイドライン2021」等において示されている吸入ステロイド薬を核とした標準治療の更なる普及をはじめ、他の疾患と同様、発症・重症化予防等のための啓発・相談や、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進、人材育成といった４つの方向性で取組を推進してまいります。 また、こうした取組の一環で、「川崎市大気・水環境計画」に基づく取組を「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」に位置付けております。現状、大気などの環境は大幅に改善していますが、一部の項目では環境基準非達成などの課題もあることから、更なる環境負荷の低減を図るため、「川崎市大気・水環境計画」に基づく取組を進めてまいります。 一方、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく既存の公害健康被害被認定患者の方につきましては、同法に基づく補償が今後も継続されますことから、本市においても、引き続き当該公害健康被害補償事業を着実に実施してまいります。
自然共生	104	「河川を活用して拠点をつなげる」ためにも、二ヶ領用水が地下に埋まっている川崎区の内陸部に河川や水辺を設けたい。	川崎区の内陸部に親水施設として河川や水辺を設けることにつきましては、市域の都市化が進んでおり困難ですが、川崎区に隣接している多摩川において、市民参加型のイベントや環境教育を実施し、水辺への関心を高める取組を推進し、環境配慮意識の向上を図っています。今後も、既存の水資源を活用し、生き物の生息・生育環境や河川景観を保全創出するための整備等を推進してまいります。

大気や水などの環境保全	115	大気や水の目標達成するための道筋が、これ以上「大気・水環境を悪化させない」とし、「安心で快適な環境を共に創る」ことにより『市民実感の向上』を目指すとしているが、これでは法令に基づく対策はこれまでの延長でそこそこやるだけで、『市民実感』という感覚に期待して行政を進めるということに他ならない。その証拠の一つに、視程調査が掲げられているがこれは科学的調査ではなく『市民実感』を具現化しようとするものであり現実にあっていない。	大気や水などの環境は大きく改善してきた一方で、市民アンケートの結果からは、大気や水などの環境に関する市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境に対して特段の関心を示していない市民の方が一定の割合でいることがわかりました。 そのため、身近な環境への関心を高めてもらう取組を推進することで、環境活動への参加意識の向上を図るとともに、環境に配慮する行動を促して、更なる環境負荷の低減を目指していく必要があることから、それら取組の効果を図る一つとして、市民実感を成果指標としております。 川崎市大気・水環境計画では、これまでの法律や条例に基づく主に規制を中心とした取組を継続するとともに、新たに環境配慮意識の向上や市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点も踏まえた総合的な取組を推進することにより、市民実感の向上を目指すとともに、更なる環境負荷の低減を図ってまいります。
大気や水などの環境保全	117	PM2.5の目標が「環境基準の達成維持」とされているが、例えば東京都が新たに「年10μg/m3」の指針値を掲げているように、市はもっと厳しい目標値を定めて対策を進めるべきです。市民のいのちや健康をまもろうとするのなら、今後はWHOの指針値を目指すべきです。	これまで市民、事業者、行政でPM2.5の低減対策に取り組んだ結果、平成28年度から継続して、PM2.5を測定している測定局全てで環境基準を達成しております。今後につきましても、令和４年３月に策定した川崎市大気・水環境計画に基づき、PM2.5濃度の更なる低減に取り組んでまいります。 なお、WHOの指針値につきましては、引き続き国等の動向を注視してまいります。
大気や水などの環境保全	117	光化学オキシダントの目標が「高濃度の低減」となっているが、環境基準はいまだに未達成であることを明記すべきです。そして未達成を気象のせいにせず、本気に窒素酸化物の対策を進めるべきです。	これまで、光化学オキシダントの原因物質である、ＮＯｘ（窒素酸化物）やＶＯＣ（揮発性有機化合物）の削減対策を行うことにより、光化学オキシダントの低減に取り組んできました。今後につきましても、令和４年３月に策定した川崎市大気・水環境計画に基づき、光化学オキシダントの発生抑制に向けて取り組んでまいります。 なお、光化学オキシダントを含む大気や水などの環境基準の達成状況等につきましては、135ページに掲載しております。

大気や水などの環境保全	127	大体、『市民実感』を行政目標に掲げるのはおかしい。市民アンケート等の結果を日々の行政活動参考にするのは良いが、成果指標の「満足度」が何％と言ったところで、それは市民というより市側の『満足度』の指標とならないか。	「大気や水などの環境が良好であるという市民意識の向上」は、毎年度実施している「かわさき市民アンケート」の結果を活用するものです。この「かわさき市民アンケート」は、市民の市政に対する評価等を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とすることを目的に実施されており、同アンケートにおいて大気や水などの環境について、市民がどのように感じられているのかなどを把握することができるものです。 現状の市民アンケートの結果では、大気や水などの環境に関する市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境に対して特段の関心を示していない市民の方が一定の割合でいることがわかりました。 川崎市大気・水環境計画では、身近な環境への関心を高めてもらう取組として、効果的な情報発信や環境教育を推進していくことから、それら取組の効果を図る一つとして、市民実感を成果指標としております。
資源循環	189	産業廃棄物処理指導計画の期限が過ぎており、目標未達成になっているのだから、至急前向きに計画を改定すべきです。	令和４年３月に、令和４年度から令和７年度までの４年間を期間とした「川崎市産業廃棄物処理指導計画」を新たに策定いたしました。 今後は、より一層の産業廃棄物の３Ｒ及び適正処理の推進に向けて着実に取り組むとともに、総合的かつ計画的に産業廃棄物施策を推進してまいります。